

令和元年度のイノシシ等野生 鳥獣による被害防止対策の状況

(イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例第9条に基づく公表)

令和2年12月 茨城県

● イノシシ等野生鳥獣の捕獲状況, 生息状況, 被害状況等

- 1 イノシシの捕獲頭数と捕獲位置(自然環境課)
- 2 イノシシ生息状況等調査(自然環境課)
- 3 令和元年度のイノシシ等による農作物被害の状況(農村計画課)

● イノシシ等野生鳥獣による被害への対策状況等

- 4 市町村の農作物被害防止活動への支援等(農村計画課)
- 5 鳥獣被害防止総合対策交付金及び促進補助金の市町村等実施状況(農村計画課)
- 6 ICTを活用した遠隔監視・操作による捕獲の実証(農村計画課)
- 7 集落環境診断による地域ぐるみの被害防止対策の推進(農村計画課)
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業(自然環境課)

● イノシシ等野生鳥獣被害対策を担う人材の育成等

- 9 捕獲の担い手確保・育成事業(自然環境課)
- 10 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)
- 11 イノシシの生態等に係る情報の収集及び提供(自然環境課)

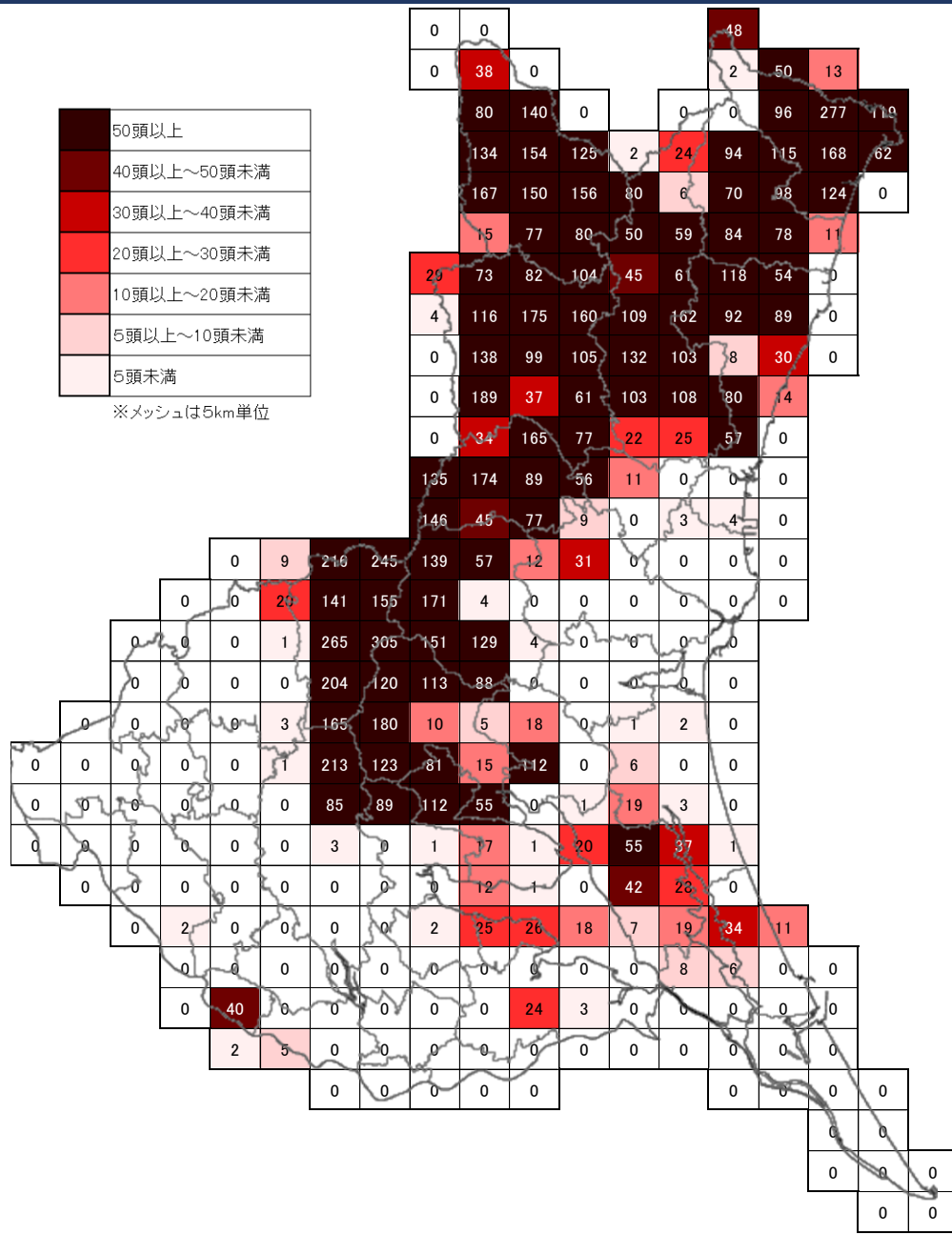
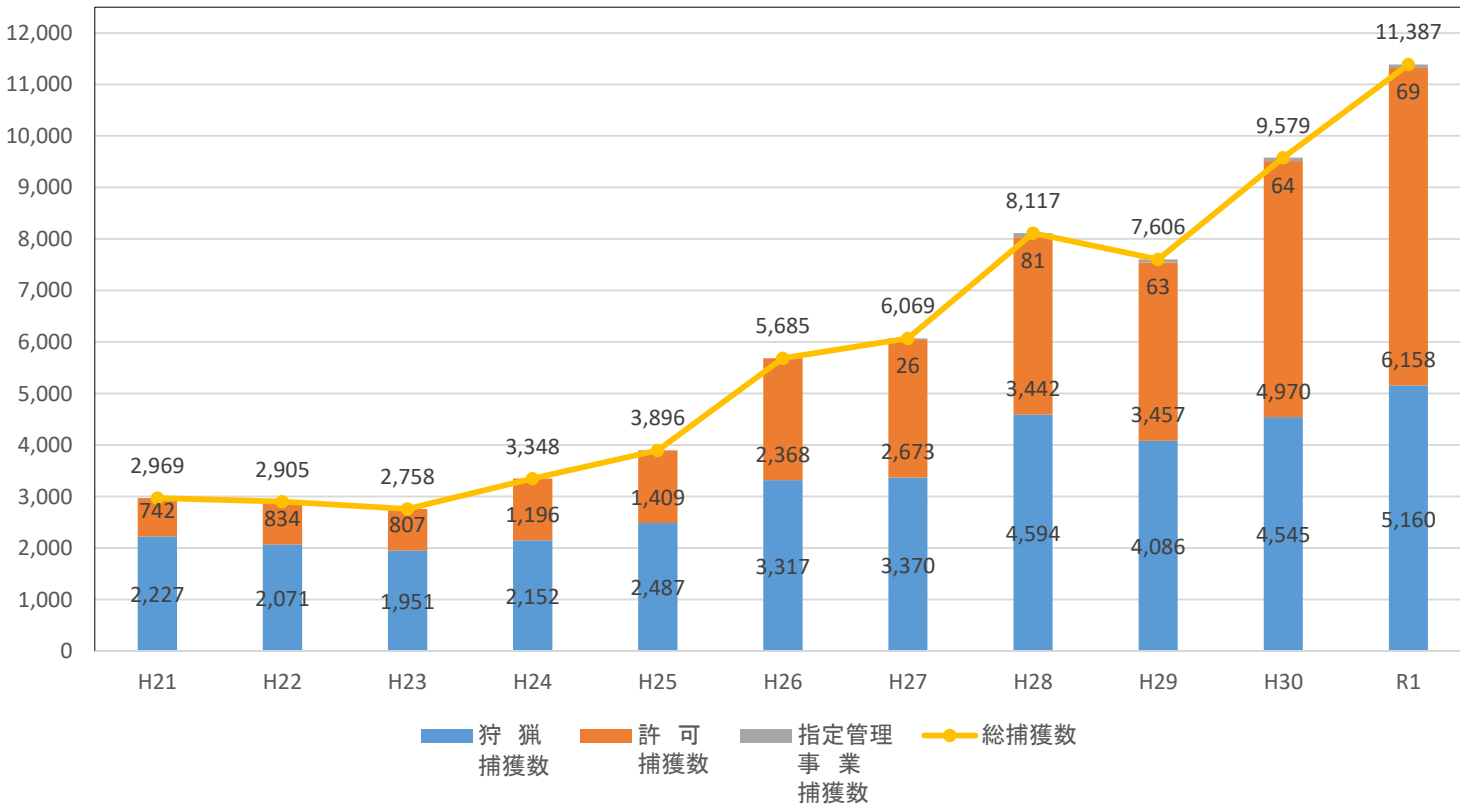
● その他

- 12 イノシシによる人身被害等の防止に係る注意喚起(自然環境課)
- 13 鳥獣の捕獲における事故防止に向けた取組み(自然環境課)
- 14 野生のイノシシ肉の放射性物質検査結果の公表(自然環境課)

1 イノシシの捕獲頭数と捕獲位置(自然環境課)

○捕獲状況

- 令和元年度の総捕獲数は11,387頭である。
- 農作物被害等を背景に許可捕獲頭数が増加している。
- 従来の捕獲位置は、県北地域から県央地域の中山間地域と筑波山周辺が主であったが、近年は、行方地域や県南地域でも捕獲されており、生息域の拡大が見られる。



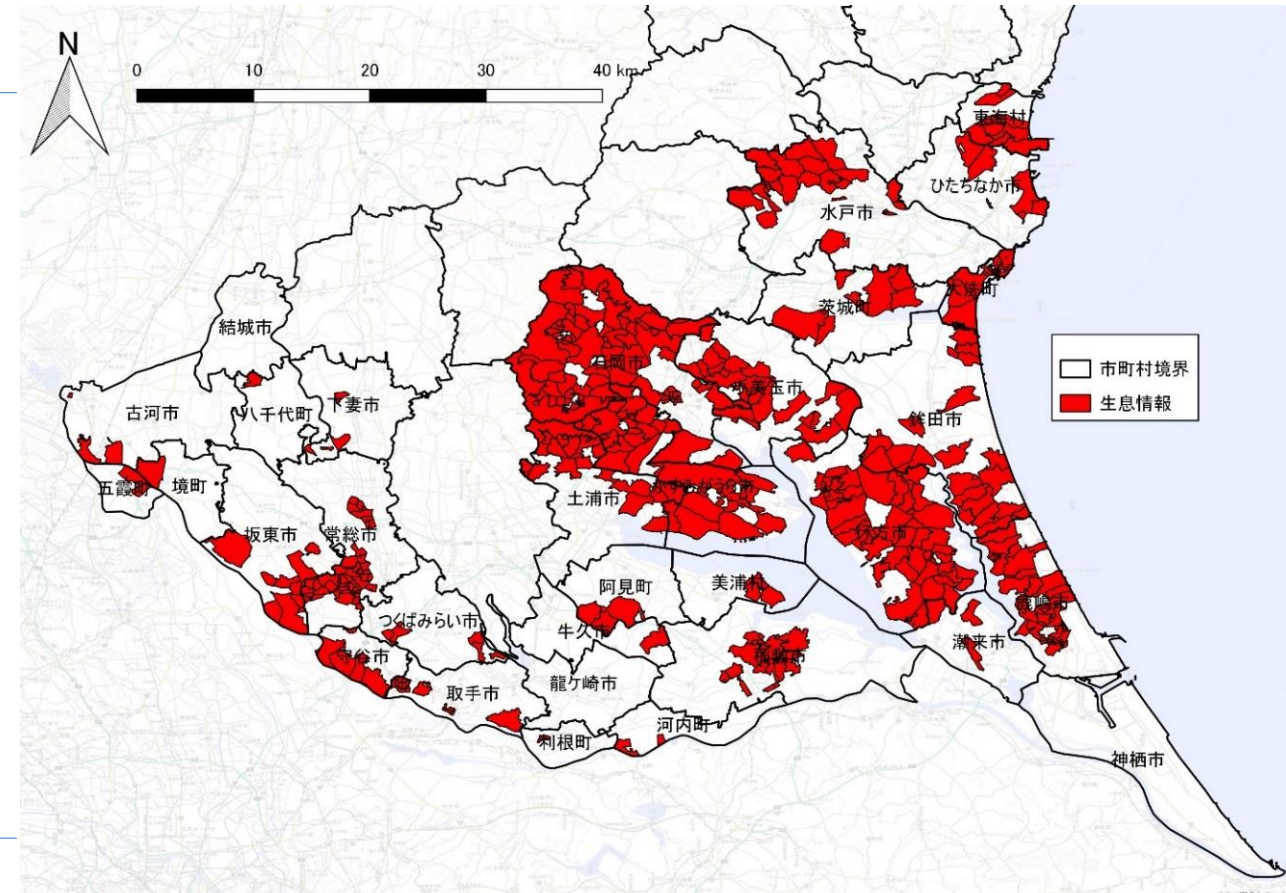
2 イノシシ生息状況等調査(自然環境課)

○調査目的

- ・ 拡大防止地域(行方市, 銚田市, 小美玉市, 茨城町)において広範囲にイノシシが生息していることが確認され, 出現監視地域が含まれる周辺部にも分布が拡大していることが明らかとなっており, 特に出現監視地域については分布拡大が懸念されることから, 調査対象地域を拡大して調査を実施した。
- ・ イノシシの分布状況, 捕獲状況および農業被害の現状を, 既存資料の分析や地域住民への聞き取りにより収集し, 今後の対策の基礎資料とする。
- ・ 基礎資料等を用いて, 今後の捕獲の方針や被害対策の方針について提案をとりまとめる。

○調査結果

- ・ 対象32市町村のうち29市町村で生息情報が得られ, イノシシが広範囲に生息していることが確認された。出現監視地域では利根川に面した地域で生息が確認される傾向にあることが明らかになった。
- ・ 正確な侵入段階の把握と分布拡大の阻止に当たり, 被害対策の評価, 改善のうえでも, 情報収集体制として市町村間の連携共有を図ることが望ましいとの提案を受けた。



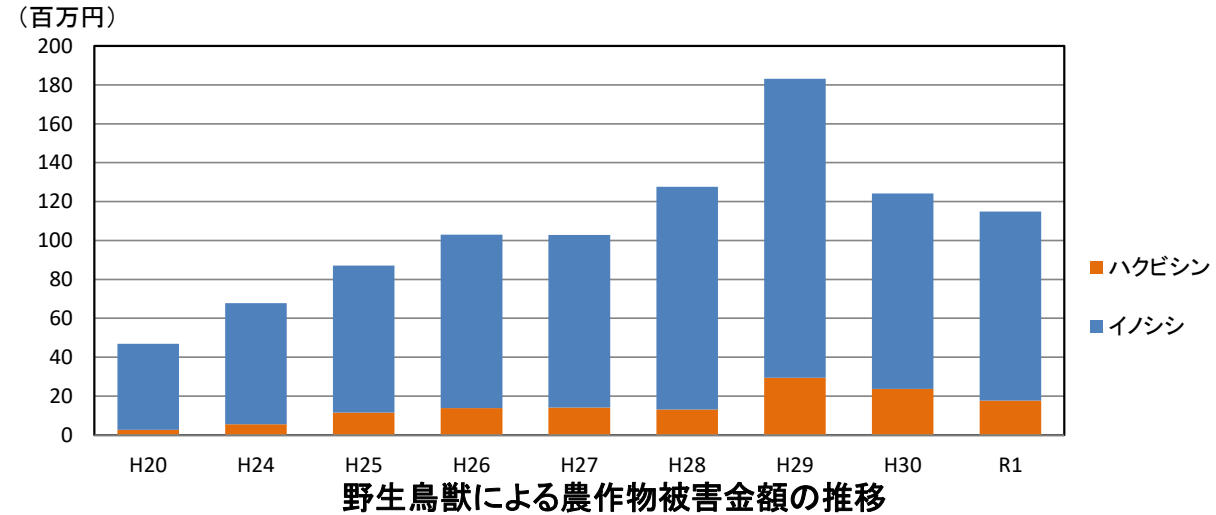
○調査結果の活用

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定の参考としたほか, 地域ぐるみで行う鳥獣害対策への活用を期待し, 庁内関係課, 農林水産部関係出先機関, 全市町村関係課等へ電子データで提供した。

3 令和元年度のイノシシ等による農作物被害の状況（農村計画課）

○イノシシ，ハクビシンによる農作物被害金額の推移

- イノシシによる被害金額は，平成20年度では4千万円であったが，平成29年度が約1億5千万円となり，平成30年度が約1億円，令和元年度が約9.7千万円と減少している。
- ハクビシンによる被害金額は，平成20年度では約3百万円であったが，平成29年度が約3千万円となり，平成30年度が約2.4千万円，令和元年度が約1.8千万円と減少している。



○令和元年度のイノシシ，ハクビシンによる農作物被害状況等

- イノシシによる被害金額は，平成30年度より微減の約9.7千万円となった。被害防止対策の進んでいる地域は減少傾向であるが，新たにイノシシが出没した地域での被害が発生している。
- ハクビシンによる被害金額は，平成30年度より約0.6千万円減少の約1.8千万円となった。

	平成29年度		平成30年度		令和元年度				主な被害作物
	金額	面積	金額	面積	金額		面積		
	(千円)	(a)	(千円)	(a)	(千円)	前年比	(a)	前年比	
イノシシ	153,745	12,028	100,431	8,640	97,126	97%	8,100	94%	水稻, いも類, 野菜, 果樹
ハクビシン	29,412	486	23,688	258	17,740	75%	283	110%	野菜, 果樹
その他	7,864	92	10,470	115	10,516	100%	138	120%	—

4 市町村の農作物被害防止活動への支援等(農村計画課)

野生鳥獣の農作物への被害状況等聞き取り調査及び情報提供

○目的

- 市町村への野生鳥獣の農作物への被害状況, 新たな野生鳥獣の出没状況を個別の聞き取り等で把握し, 県の取組みへ反映させるとともに, 市町村への被害防止対策の取組を推進した。

○実施内容

- 農作物被害防止対策に着手するための手続等をまとめたリーフレットの配布
- 鳥獣被害防止対策関連事業制度等の紹介

鳥獣被害防止計画の策定支援

○目的

- 市町村の「鳥獣被害防止計画」の策定や更新に対する助言や指導を実施した。

○実施内容

- 新規策定: 2市(鹿嶋市他 1市)
- 計画更新: 8市町(日立市他 7市町)
(令和元年度までの計画策定: 29市町村)

● イノシシ等被害防止対策関連事業

【H31当初予算額 229,650千円】

農林水産部農地局農村計画課農村活性化室 (029-301-4264)
県民生活環境部自然環境課自然・鳥獣保護管理室 (029-301-2946)

イノシシ等による被害防止を図るため、「近づけない」環境づくりなど市町村等が実施する被害防止対策を支援するとともに、ICTを活用した捕獲のモデル事業や狩猟の担い手確保などに取組みます。

1 鳥獣被害防止総合対策事業

10 被害防止活動への支援 (99,226千円)

- ICT録音や振動等の導入に対する支援 (補助率) 1割1/2, 単元1/2 等
- 電気柵等侵入防止装置の設置に対する支援 (補助率) ①受益戸数3戸以上: 1割1/2, ②その他: 1割1/2
③受益戸数3戸未満: 市町村補助額と県額を県上乗せ 1上乗5万円/戸

12 イノシシ等を「近づけない」環境づくりへの支援 (8,000千円)

- 農地周辺の整備等の助成 (補助率) 1割1/2, 単元1/4, 単元1/4 等

13 捕獲活動への支援等 (75,380千円)

- イノシシ捕獲機具に対する支援 (補助率) イノシシ点検: 88千円/区+市町村補助と県額を県上乗せ補助 1上乗8千円/区
イノシシ駆除: 81千円/区+市町村補助と県額を県上乗せ補助 1上乗1千円/区


14 人材育成・普及啓発等 (22,980千円)

- ICTを活用した狩猟の新技術普及モデル事業, 市町村担当地域研究協議会の員長等

2 生物多様性保全推進事業

野生鳥獣管理事業 (24,014千円)

- イノシシの個体数適正化のための捕獲, イノシシ生息分布調査・分析, 計測調査
- 狩りルールとの連携研修ツアー, イノシシ大をコンセプトに員長【新設】
- ハンディブラの訪かセミナー, 新人ハンタースキルアップ研修員長



・鹿嶋市鳥獣被害防止対策協議会の設立

5 鳥獣被害防止総合対策交付金及び促進補助金の市町村等実施状況 (農村計画課)

○事業目的

- 市町村が作成した「鳥獣被害防止計画」に基づき取組む，農作物被害防止対策を国交付金及び県補助金により支援する。令和元年度の実施状況は下表のとおり。

取組内容		事業実施 市町村数	交付額・補助額 (千円)
鳥獣被害防止 総合対策交付金 (国交付金)	箱わな等捕獲機材の整備，被害状況調査， 農地周辺の環境整備	13	19,022
	イノシシ有害捕獲活動支援	14	34,482
	電気柵，ワイヤーメッシュ柵等侵入防止施設整備	5	18,250
鳥獣被害防止 促進補助金 (県補助金)	イノシシ有害捕獲活動支援(県費上乘せ)	10	15,418
	電気柵，ワイヤーメッシュ柵等侵入防止施設整備 (国交付金対象外)	15	17,370
合計(市町村数は実数)		22	104,542

6 ICTを活用した遠隔監視・操作による捕獲の実証(農村計画課)

○事業内容

- イノシシの捕獲活動の効率化を目的に、囲いわなにICTを活用した遠隔監視・操作, 自動捕獲システムを設置したものを県内2ヶ所(笠間市:1カ所, 城里町:1カ所)に設置し, 6頭のイノシシを捕獲した。



- 機器の設置に併せて, 集落の捕獲者などを参集した勉強会を実施した。



- 囲いわなに設置したセンサーが動物を検知, 捕獲者のスマートフォン等に通知する。



- わな付近に設置されたカメラの映像を, スマートフォン上でリアルタイムに確認できる。

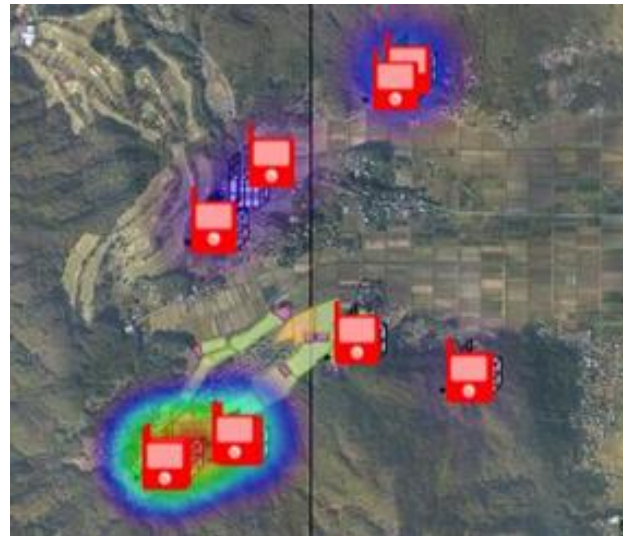
6 ICTを活用した遠隔監視・操作による捕獲の実証(農村計画課)

○事業内容

- 地域内にセンサーカメラを設置し、集落周辺のイノシシの出没状況を地図上に表示、可視化することで、イノシシの出没が多い地点へのわな設置や情報共有等を目的に、鳥獣被害対策支援サービスを県内1ヶ所(笠間市1地域)に設置した。
- 地域住民が出没状況や傾向を把握し、わな設置等の被害対策に効率的に取り組むことに繋がった。



- イノシシの通り道にセンサーカメラを設置し、出没状況を把握するとともに、データがクラウドシステム上に蓄積される。



- 地図上にイノシシ出没データを表示し、イノシシの出没状況の見える化を行った。

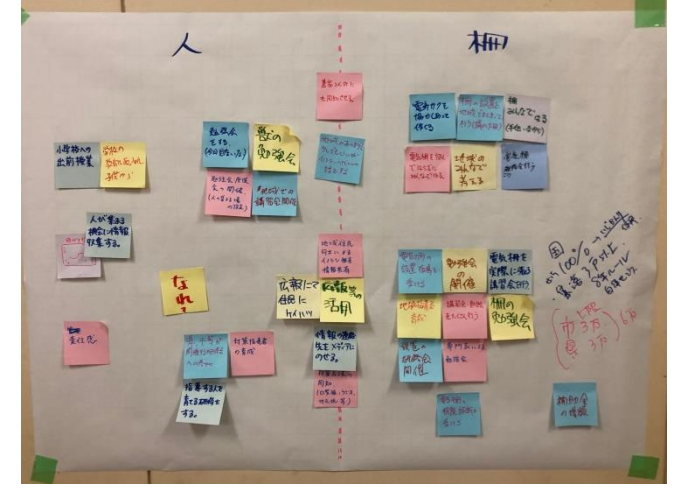


- 機器の設置に併せて、地域住民などを参集した勉強会を実施した。

7 集落環境診断による地域ぐるみの被害防止対策の推進（農村計画課）

○事業内容

- 地域ぐるみの農作物被害対策を進めるため、専門家立会いの下、集落住民及び関係者で集落の被害対策の現状を点検し、今後の対策を検討する集落環境診断を実施した。
- イノシシの農作物被害が出始めた地域において現地調査による被害の状況確認や、課題の洗い出しと対策を検討するワークショップを行った。
- 今後の対策としては、効果的な侵入防止柵の設置や集落住民への被害対策等の知識習得に取り組むこととした。



- 集落代表者が参加し、集落環境診断前の事前ヒアリングを実施した。

- 専門家立会いの下、集落内のイノシシの痕跡や、侵入防止柵の設置状況等を現地調査し、集落の被害対策上の課題を確認した。

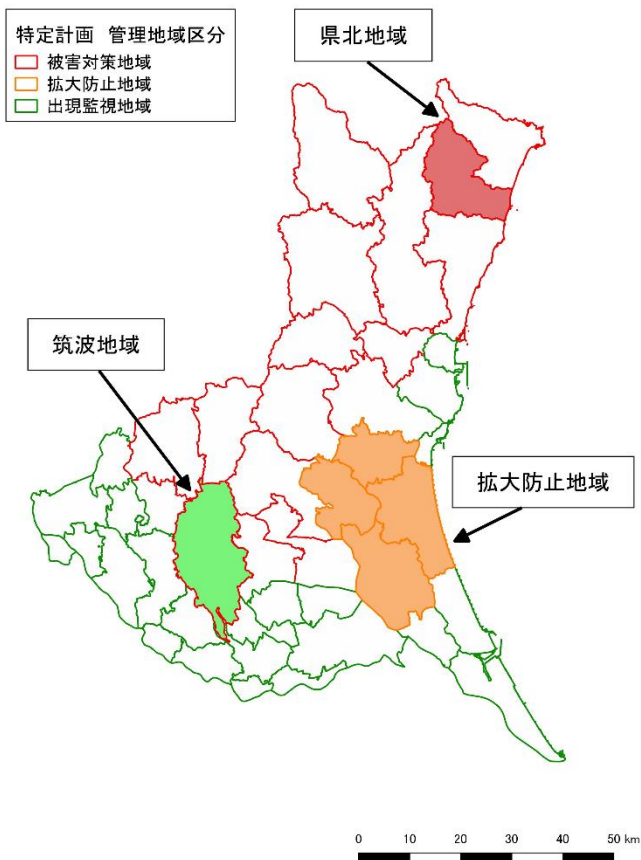
- 参加者各々が確認した課題とその対策について検討するワークショップを実施し、今後優先的に行う対策について決定した。

8 指定管理鳥獣捕獲等事業(自然環境課)

○事業目的

- イノシシ生息状況等調査を踏まえ、イノシシ管理計画(第六期)に基づき、県北地域(高萩市), 拡大防止地域(行方市, 鉾田市, 小美玉市, 茨城町), 筑波地域(つくば市)で捕獲事業を実施し, 個体数管理の強化を図る。

○事業実施結果



地域	選定理由	捕獲頭数／目標頭数
県北	県北部は, 過疎化が進み, 捕獲の担い手が不足している。山地系湿地等がある地域であり, イノシシによる湿地の掘り起こし等が見られ, 生態系への影響が懸念されるが, 十分な捕獲が実施されていない。	25頭／100頭
拡大防止	近年, 新たにイノシシの生息が報告されている区域であり, 捕獲の担い手が少なく, 捕獲に苦慮している。当地域は, イノシシ管理計画の管理目標である「地域からのイノシシ根絶」を目指していく必要がある。	39頭／200頭
筑波	筑波山では近年イノシシによる希少植物への被害(カタクリ, ブナなどの掘り起こし等)が増えているが, これまで十分な捕獲が実施されていない。	5頭／30頭

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数	捕獲数／わな稼働日数
くくりわな	68 頭	26,305 基日	0.0026 頭/基日
箱わな	1 頭	91 基日	0.0110 頭/基日

9 捕獲の担い手確保・育成事業(自然環境課)

○事業目的

- ・ 県内の狩猟者の減少, 高齢化による捕獲技術の消失や実施体制基盤の崩壊等を防ぐため, 狩猟者確保が急務である。
- ・ 狩猟への関心を高め, 狩猟免許の取得者の増加を図るとともに, 狩猟免許取得後3年未満の経験の浅い狩猟者へ技術の伝承を行い育成することで, 将来の捕獲の担い手を確保する。

ハンティングの魅力セミナー

狩猟体験ツアー

新人ハンタースキルアップ研修会



わな架設実演見学

イノシシ解体体験

クレー射撃見学

くくりわな架設方法の学習

狩猟マナー・安全講習

対象者	狩猟免許を所持していない18歳～40歳代の者
実施日	セミナー 令和元年 9月 1日 参加者51名 ツアー第1回 令和元年12月7日, 8日 参加者29名 ツアー第2回 令和 2年 2月 8日, 9日 参加者26名
場所	城里町総合野外活動センターふれあいの里
内容	女性ハンターによる狩猟体験談, わな架設実演見学, イノシシ解体体験, ジビエ料理試食, イノシシレザークラフト教室, クレー射撃見学

対象者	狩猟免許取得後3年以内の者
実施日	第1回 令和元年9月14日 参加者14名 第2回 令和 2年2月15日 参加者18名
場所	第1回 大子町奥久慈憩いの森 第2回 桜川市真壁福祉センター
内容	狩猟におけるマナー・安全講習, くくりわなの架設方法と実践

10 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)

○事業目的

- 地域における鳥獣被害対策の取組に対して的確な助言, 指導ができる人材の育成を目的とし, 市町村担当職員等を対象に, 野生鳥獣の生態や農作物被害対策に関する基礎的な知識や技術を学ぶ研修会を4講座実施した。

第1回 イノシシ編



座学研修



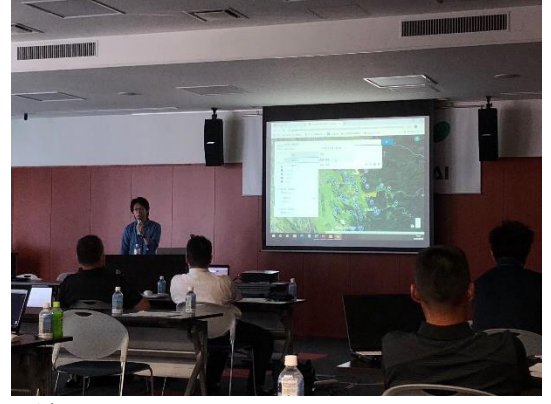
電気柵設置実習

対象者	市町村職員, 関係機関(JA, 農業共済等)職員, 農業者, 県職員等
実施日	令和元年7月22日 参加者37名
場所	茨城県農業総合センター(笠間市)
内容	<ul style="list-style-type: none"> イノシシの生態と被害対策の基本について 電気柵の設置実習等

第2回 行政施策立案・設計編



座学研修



対象者	市町村職員, 関係機関(JA, 農業共済等)職員, 農業者, 県職員等
実施日	令和元年8月9日 参加者15名
場所	茨城県農業共済組合連合会(水戸市)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村での鳥獣被害対策の施策設計に関する考え方について 市町村課題についての意見交換

10 農作物被害防止対策を担う人材の育成(農村計画課)

○事業目的

- 地域における鳥獣被害対策の取組に対して的確な助言, 指導ができる人材の育成を目的とし, 市町村担当職員等を対象に, 野生鳥獣の生態や農作物被害対策に関する基礎的な知識や技術を学ぶ研修会を4講座実施した。

第3回 中型獣類等編



座学研修



電気柵設置

対象者	市町村職員, 関係機関(JA, 農業共済等)職員, 農業者, 県職員等
実施日	令和元年9月30日 参加者32名
場所	茨城県農業総合センター(笠間市)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 中型獣類等の生態と被害対策の基本について 中型獣類の電気柵設置等の実習等

第4回 集落環境診断編



現地調査実習



ワークショップ

対象者	市町村職員, 関係機関(JA, 農業共済等)職員, 農業者, 県職員等
実施日	令和元年11月8日 参加者17名
場所	朝日里山学校(石岡市)
内容	<ul style="list-style-type: none"> イノシシから集落を守る集落環境診断について 集落の現地調査 対策立案ワークショップ

11 イノシシの生態等に係る情報の収集及び提供(自然環境課)

○市町村鳥獣関係業務担当者への情報提供(平成31年4月16日 茨城県庁 約60名)

- 農林水産省, 岐阜県, 愛知県の資料を活用し, イノシシの生態の一環である豚熱(CSF:豚コレラ)の現状と野生イノシシにかかる対応等について説明した。
- 「豚やイノシシに特有の家畜伝染病」, 「強い伝染力に対する防疫措置の必要性」といった特性に関する基礎知識だけでなく, 野生イノシシへの感染確認地域での狩猟の制限の可能性なども共有した。

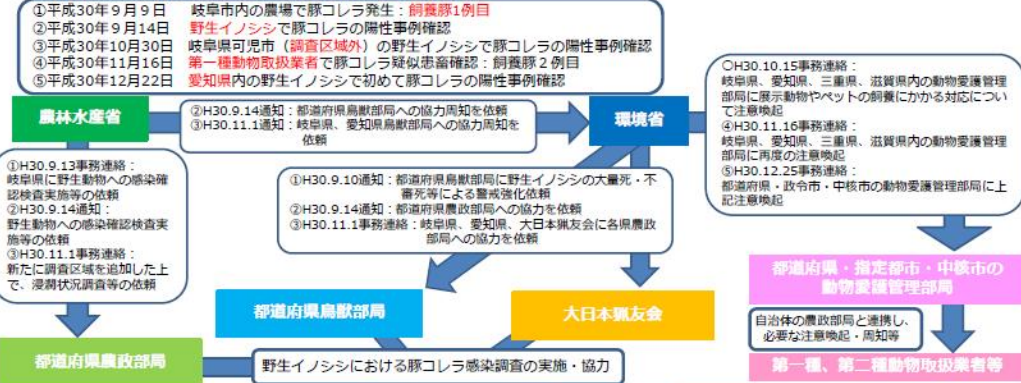
豚コレラへの対応

豚コレラに関する対応について

1. 各都道府県・大日本猟友会等への協力依頼(通知)

- 各都道府県鳥獣部局に対して, 農水省の通知に基づき, 農政部局と連携し野生イノシシにおける豚コレラ感染調査に協力するよう依頼。あわせて, 大日本猟友会に対しても調査の実施への協力を依頼。
- 都道府県・政令市・中核市の動物愛護管理部局に対して, 展示動物やペットの飼養にかかる対応について注意喚起。

<図> 豚コレラ発生状況と野生イノシシ・飼養豚に関する通知の関係



2. 狩猟による捕獲を禁止

- 豚コレラ発生地域周辺において, 一般狩猟者による狩猟鳥獣の銃猟・わな猟を禁止(指定猟法禁止区域の指定) ※岐阜県, 愛知県

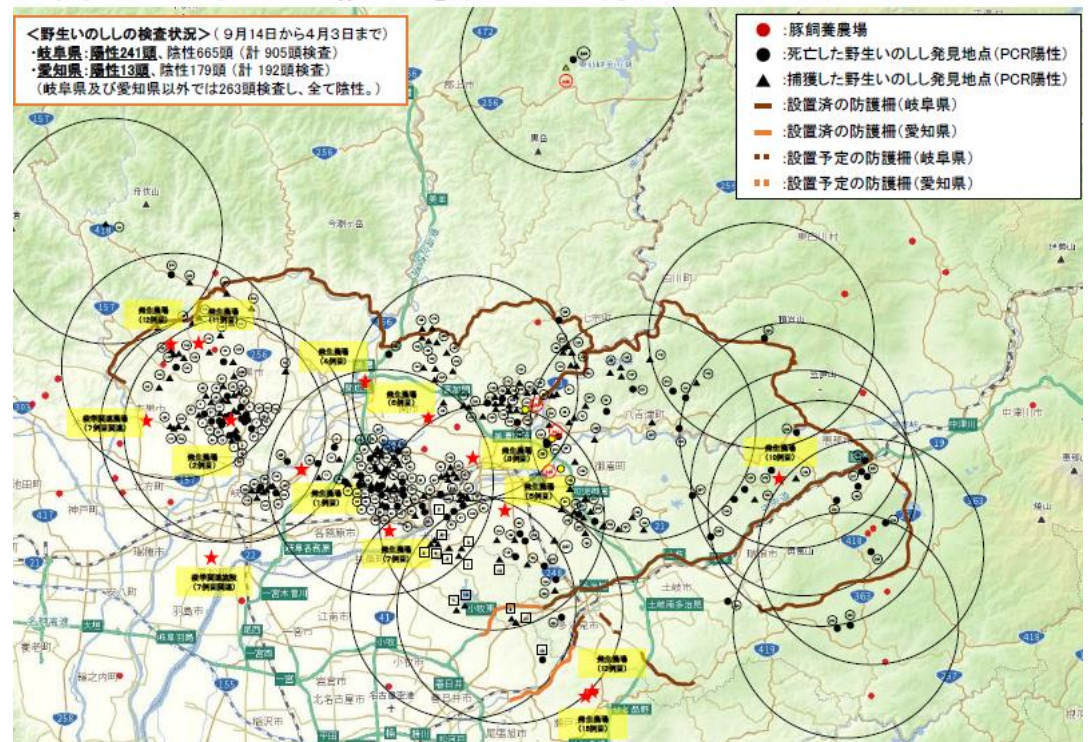
3. 拡大防止のための管理捕獲

- 狩猟禁止に伴い, 捕獲を強化するため, 指定管理鳥獣捕獲等事業について財政的追加支援(86,500千円) ※岐阜県

<上図> 岐阜県における指定猟法禁止区域, 右図> 愛知県における指定猟法禁止区域

発生状況

岐阜県及び愛知県における豚コレラ感染のしし発見地点(平成31年4月3日)



12 イノシシによる人身被害等の防止に係る注意喚起(自然環境課)

- イノシシの生息域拡大に伴い、市街地や道路でイノシシと遭遇するケースが増加していることを踏まえ、自然環境課HPで遭遇した場合の対応方法を紹介したほか、チラシを作成し、関係機関へ配布した。

イノシシにご注意ください 自然環境課HP

イノシシにご注意ください

全国的に、中山間地域の人口減少やイノシシの個体数増加・分布の拡大が進んでおり、イノシシの市街地への出没の増加が危惧されております。

イノシシは本来、臆病でおとなしい性質を持っています。普通、イノシシが人に出会ってもイノシシの方から逃げるので慌てる必要はありませんが、興奮していたり、発情期(晩秋～冬)や分娩後で攻撃的になっていたり、至近距離で突然出会った場合には注意が必要です。

事故を防ぐために、イノシシと出会った場合は次のことに注意してください。

落ち着いてゆっくり行動しましょう

慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないよう、ゆっくりその場を離れましょう。急に走り出してイノシシを興奮させるのは大変危険です。イノシシが興奮している場合は、後ろを向くと襲ってくることもあるので、なるべく背中をみせないよう、ゆっくりと後退するようにしましょう。毛を逆立てて、明らかに威嚇している状態でも、シュー、カッカカッ、クチャクチャという音をイノシシが発していたら、威嚇音ですので注意する必要があります。

攻撃したり、威嚇したりしてはいけません

追いかけて、石を投げてはいけません。興奮して突進されたり、噛みつかれることがあります。イノシシがケガをしている時や、迷って住宅地などに入り込んだ時には、興奮している可能性が高いため、イノシシを見つけたら速やかに安全な場所(ブロック塀の裏や家の中など、イノシシから見えないところ)へ避難してください。

うり坊(イノシシの子)を見かけても近づいてはいけません

うり坊を見かけても、近くに母イノシシがいる可能性がありますので、近づいたり、追いかけてはいけません。また、絶対に食べ物を与えないでください。人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。イノシシは学習能力が高い動物です。餌付けをすることで人間の食べ物の味を覚え、人を恐れずに街中に出てくるようになってしまうこともあります。さらに、そこで人から危害を加えられないと学習すると、どんどん大胆な行動になり、人を襲って食べ物を奪い取るようになることもあります。

イノシシ注意喚起チラシ 自然環境課HP



イノシシに出会ってしまったら・・・

- 落ち着いてゆっくり行動しましょう！
慌てず、騒がず、イノシシを刺激しないよう、ゆっくりその場を離れましょう。
- 攻撃したり、威嚇してはいけません！
追いかけて、石を投げてはいけません。興奮して突進されたり、噛みつかれることがあります。
- うり坊(イノシシの子)を見かけても近づいてはいけません！
うり坊を見かけても、近づいたり追いかけてはいけません。近くに母イノシシがいる可能性があります。
また、絶対に食べ物を与えないでください。人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。

13 鳥獣の捕獲における事故防止に向けた取組み(自然環境課)

狩猟の初猟日における取締りの実施

○目的

- ・ 狩猟期間の初日となる初猟日に鳥獣保護管理員等と連携し、重点的に取締りを実施することにより、狩猟事故等の防止を図る。

○実施内容

- ・ 県北, 鹿行, 県南, 県西, 県央の5ブロックごとに県民センター等の職員を中心に班を編成し, 初猟日(令和元年11月15日)の日の出前から正午まで, 狩猟開始時刻の遵守状況確認や路上などの発砲禁止エリア等の確認などの取締りを実施した。

○実施結果

- ・ 初猟日に狩猟事故防止に向けた取締り等を実施することにより, 狩猟者の安全に対する意識を醸成し, 事故防止に向けた啓発を図ることができた。

(参考) 令和元年度初猟日取締りの実施状況

ブロック	実施体制	取締実施地区数
県北	1班(2名)	12地区
鹿行	2班(4名)	10地区
県南	2班(4名)	17地区
県西	1班(2名)	6地区
県央	1班(2名)	5地区

狩猟免許更新講習会における事故防止に向けた講習の実施

○目的

- ・ 狩猟免許の更新時に事故防止に関する講習を実施することにより, 狩猟事故の防止を図る。

○実施内容

- ・ 狩猟免許を更新しようとする者(3年ごと)を対象に, 狩猟事故防止に向けた法令や事故の事例等に関する講習, 猟具等の取り扱いに関する講習(3時間)を実施した。

14 野生のイノシシ肉の放射性物質検査結果の公表(自然環境課)

○検査目的

- 県内で捕獲された野生のイノシシの肉については、平成23年3月の福島県第一原子力発電所事故により、出荷が制限されているが、自家消費することは可能であることから、狩猟者が安心して自家消費することができるように県内で捕獲された野生のイノシシの肉の放射性物質の濃度を検査し、県のホームページ上で公表することにより、捕獲されたイノシシ肉の有効活用を促進する。

○検査結果

- 令和元年度に実施した捕獲された野生のイノシシの肉の放射性物質検査では、全ての検体(14検体)で一般食品の基準値(放射性セシウムの濃度が1キログラムあたり100ベクレル以上)を超えなかった。

(参考) 令和元年度における野生イノシシ肉の放射性物質検査結果

検体数	放射性セシウムの濃度		
	平均値	最高値	最低値
14検体	35.0ベクレル	68.0ベクレル	3.6ベクレル

○検査結果の活用

- 県内で捕獲された野生のイノシシ肉の放射性物質検査において、一般食品の放射性物質の基準値を超える検体が出なかったことを県のホームページなどにより狩猟者等に広く周知することにより、狩猟者等が安心して自家消費できる環境の醸成を図る。